

前橋市火災予防条例の改正について（議案第49号）

消防局予防課

1 改正の理由

- (1) 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（総務省令）の改正により、対象火気設備等の種類に簡易サウナ設備が追加されたことに伴い、所要の改正を行う。
- (2) 地震発生時における電気に起因する出火の危険性を低減させるため、所要の改正を行う。

2 主な内容

(1) 簡易サウナ設備関係

ア 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室又はバレル型サウナ室に設ける放熱設備）の位置、構造等の基準は、炉に関する基準の一部を準用するほか、次のとおりとする。

- (ア) 建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離を保つこと。
- (イ) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

イ 従来のサウナ設備を一般サウナ設備として位置付け、簡易サウナ設備との基準の違いを明確にする。

(2) 通電火災予防関係

市は、住宅における感震ブレーカーの普及を促進する施策の実施に努めることとする。

3 施行期日

令和8年3月31日